

平成25年度施策に関する事後評価書（案）  
（通常評価対象施策）

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	既にその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	829	793	797	1,385
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	829	793	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	783	684	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガス排出量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	62年	
		-	12億600万	12億5,600万	13億700万	13億4,300万	-	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	年次会合(オックスフォード)	年次会合(横浜)	-	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	研究成果の国際科学雑誌での発表	成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開	/	○
	気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
-		温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	政府全体の適応計画の策定	○	
年度ごとの目標	/	-	-	-	「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	/		

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>＜温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)＞      ○2050年80%削減の達成に向けては、再生可能エネルギーの導入加速化、大幅な省エネの推進を図るとともに、これを支える技術開発や金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等が必要である。この方針の下、以下の施策を行い進展が見られた。      ・再生可能エネルギーの導入加速化      「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」に基づき、再生可能エネルギーに関する体系的な施策を戦略的に実施することにより、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向けた取組を本格的に開始した。      ・大幅な省エネの推進      国内外で先進的な低炭素技術の開発・導入・普及を強力に推進するため、本年3月に「L2-Tech・JAPANイニシアティブ」を打ち出した。      ・金融メカニズムを活用した低炭素投資の促進等      「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」に基づき、国の資金支援により、金融メカニズムを活用しつつ、低炭素投資の促進・市場創出を図った。</p> <p>＜気候変動影響評価、適応策の推進＞      ○地球温暖化対策としては、中長期的には、上記の排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠である。このため、平成27年夏頃を目途に策定する政府全体の適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を行い、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。</p> <p>＜世界全体での低炭素社会の構築推進＞      ○世界全体での低炭素社会推進のため平成21年に設立した低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)は、アジアをはじめとした途上国の取組が重要であるとの認識から平成24年には低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)を立ち上げ、アジアでの活動も強化し、それぞれ科学的知見を政策立案のために提供してきた。これらにより、アジアの低炭素化に貢献した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>＜地球温暖化に対する認識と対策の方向性＞      ○IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書において、現在すでに温暖化の影響が広範囲に観測されていることが示されるとともに、気候の変動性に対する生態系や人間システムの著しい脆弱性や曝露を明らかにしている。      ○また、環境省においても、IPCCが使用したシナリオに基づき、日本国内における気候変動予測を行った結果、非常に高い排出が続くシナリオでは、現在と比べ今世紀末頃には、年平均気温が平均4.4℃上昇、真夏日の年間日数が平均52.6日増加するなど、深刻な影響をもたらす可能性を示唆した。      ○こうしたIPCC等の警鐘を踏まえ、国際的には、温室効果ガスの2050年世界半減、先進国80%削減、気候変動リスクの低減に向け、全ての国が参加する公平かつ実効的な2020年以降の法的枠組み構築に貢献するとともに、国内においては、緩和策と適応策を対策の両輪として、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入加速化、政府全体の適応計画の策定を急ぐ必要がある。</p> <p>＜近年の施策の分析＞      ○平成22年度以降、東日本大震災を契機とした火力発電の増加による3年連続で温室効果ガス排出量は増加した。今後、2050年80%削減の達成に向け、上記の再生可能エネルギーの導入加速化等の施策を引き続き強力に推進する。      ○世界全体での低炭素社会の構築のために、LCS-RNetは設立以来毎年年次会合を行い、知見の集積を行っているほか、平成25年度にはその成果を取りまとめた学術雑誌の特集号を刊行し、IPCC第5次評価報告書に貢献した。また、アジアでのLoCARNetは要望が強くあったため、当初予定を前倒して平成24年に設立した。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>＜温室効果ガスの排出削減(緩和策)＞      ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされている。      ○これに先立つ中期的な目標として、2020年以降の世界全体の温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組みが平成27年末のCOP21において合意される見通しである。我が国の2020年以降の削減目標については、各国の動向やエネルギー政策の検討状況を踏まえつつ、来春までに提出することを念頭において、検討を進める。その結果を踏まえて目標値の追加についても検討する。</p>

＜気候変動影響評価、適応策の推進＞

○平成26年度は、引き続き気候変動が日本に与える影響に関する情報収集と整理を進め、平成27年2月頃を目途に意見具申として取りまとめていく。また、意見具申や、関係各省における適応策の検討を踏まえ、平成27年夏を目途に政府全体の適応計画を策定するよう引き続き取り組んでいく。政府全体の適応計画策定後は、計画を着実に推進していくためのPDCAサイクルを構築し、進捗管理や定期的な計画の見直しを進めていく。また、地方公共団体における適応計画策定を推進していく。こうした適応計画策定等の状況を踏まえ、次年度以降、施策の達成状況を把握できる、より適切な測定指標・目標値のあり方について検討する。

○また、アジア太平洋地域での適応能力強化のためAPANの活動を引き続き支援しつつ、世界適応ネットワーク(GAN)への貢献を進める。

＜世界全体での低炭素社会の構築推進＞

○LCS-RNet及びLoCARNetによる活動の成果を踏まえ、次期は実効性のある緩和策と適応策の検討を行う世界的な専門家ネットワーク(CCR-LCSNet)活動を行う。

学識経験を有する者の知見の活用

・中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を進め、政府全体の適応計画策定に向け、平成26年3月に中間報告を取りまとめた。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

IPCC第5次評価報告書

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減を達成する。なお、この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23,972	37,891	67,784	99,332
		補正予算(b)	0	10,150	1,780	0
		繰越し等(c)	▲247	▲13607	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	23,725	34,434	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	16,539	29,850	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		12億300万	10億7,500万	11億2,300万	11億7,300万	12億800万	-	12億800万	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		1億2,700万	1億900万	1億900万	1億800万	1億800万	-	1億1,000万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	代替フロン等3ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「目標達成度合いの測定結果」を参照	基準	実績値					目標	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		2,200万	2,170万	2,350万	2,510万	2,730万	-	4,600万	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>国内における温室効果ガスの排出抑制のため、以下の施策に取り組み、進捗が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成25年度の温室効果ガス総排出量は、平成26年5月に確定値を公表する予定。</li> <li>○京都議定書第一約束期間以降も切れ目なく地球温暖化対策に取り組み、今後の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、国による「地球温暖化対策計画」の策定等の措置を規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年5月に成立し、公布・施行(一部を除く)された。</li> <li>○「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)」を踏まえ、地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を開催し、同計画に位置づける対策・施策の検討を行った。</li> <li>○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明し、その後国連気候変動枠組条約事務局に登録した。この目標は、原子力発電の活用のあるあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標(注)であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。また、本目標の達成に向けた対策・施策を含む「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」を平成25年12月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した。</li> </ul> <p>(注)測定指標における「目標値」について          ・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」：我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。          ・「代替フロン等3ガスの排出量」：平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施しなかった場合に比べ9.7～15.6百万トン-CO2と見込まれている。</p> <p>(参考：京都議定書第一約束期間の達成状況)          我が国における京都議定書第一約束期間中(平成20年度～平成24年度)の5カ年平均の総排出量は、12億7,800万トンであり、基準年比で1.4%の増加となった。これに参入可能な森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると、5カ年平均で、基準年比-8.4%となり、京都議定書第一約束における目標である6%削減は達成することとなる。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>○2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減とすることとした。本目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしている。</p> <p>○3.8%減の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めることにより実現を目指すものである。</p> <p>○新たな地球温暖化対策計画については、確定的な目標を設定する際に策定することとしており、同計画の策定までの間については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」に基づき、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとしている。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p><b>【施策】</b>  ○エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討状況を踏まえ、2020年度の確定的な削減目標を設定するとともに、地球温暖化対策計画を策定する。  ○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められるため、「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」、「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」等に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組が推進されるようにしていくことが必要。再生可能エネルギーについては、上記プログラムに基づき、蓄電池による風力等の出力変動を緩和する実証や我が国初の浮体式洋上風力発電の実証などの多面的な支援を行うことにより、自立分散型エネルギー社会の構築を早急に図る。</p> <p><b>【目標及び測定指標】</b>  ○3.8%減の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、海外からのクレジットの活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動影響への適応策が重要である。  ○こうした観点から、今後の政策評価に当たっては、地球温暖化対策計画や適応計画の策定状況等を踏まえつつ、例えば、「目標1-2」、「目標1-3」、「目標1-4」の統合、新たな目標として「適応策1」を加えるなど、地球温暖化対策推進の施策体系の見直し等について検討する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	--	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	29	23	23	33
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	29	23	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	28	22	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガスの吸収量(CO <sub>2</sub> 換算トン) ※我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上することとしている点に注意。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		-	4,700万	4,950万	5,160万	5,280万	-	約3,800万	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	年度	22年度	24年度	25年度	-		
							-		
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明した。そのうち、森林吸収源については、必要な対策・施策を持続的に実施することにより、約2.8%の確保を目標とすることとした。  ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取した。ここでとりまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。  (参考:京都議定書第一約束期間の達成状況) 森林吸収量は第一約束期間(2008~2012年度)の5カ年平均で4,870万トンとなり、目標とする吸収量(4,767万トン)を達成した(ただし、今後データの修正、算定方法の見直し等により、値が変更される場合がある)。
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上するため、必要なデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。さらに、気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	26年6月
-------	----------------	--------------------	----------	-------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GISやCDMを活用し、平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算トン)の累積量を約1億トン取得する。</li> <li>・二国間クレジット制度の本格導入を行うべく、国内の関連制度の整備や国際的な位置づけの確保に向けたロードマップを早急に策定する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,090	7,766	9,949	11,186
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	▲2339	3,031	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	9,751	10,797	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	8,894	7,325	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
クレジット取得量(CO2換算トン)	-	4,498.2万	3,380.8万	765.5万	406.0万	383.9万	(18年度から25年度までの累積量)約1億	○
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
年度ごとの目標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定。平成20年3月全部改定)において、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書第1約束期間の約束達成に不足すると見込まれる差分(基準年総排出量比1.6%)については、「補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要」とされており、環境省及び経済産業省は、平成18年度からNEDOに政府のクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を行い、平成26年4月1日現在、日本政府口座への総移転量は、9,749.3万トン(二酸化炭素換算)となり、政府目標の約1億トン(二酸化炭素換算)をほぼ達成した。
	施策の分析	京都メカニズムクレジット取得事業は、目標を達成するために直接必要な手段である。目標年度までに当該事業は目標を達成しており、効果的に実施された。
	次期目標等への反映の方向性	○我が国は京都議定書第二約束期間には参加していない。したがって、現在京都メカニズムクレジットの購入は行っていない。 ○今後は、途上国への優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、実現した温室効果ガスの排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を推進する。具体的には、平成25年11月に発表した「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していくとともに、プロジェクト実証や設備補助事業の積極的な推進、JICA等が支援するプロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の設置・活用等に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	川上 毅	政策評価実施時期	26年6月
-------	-------------------	--------------------	------	----------	-------



平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-14)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築				
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。				
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	640	725	682	679
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
合計(a+b+c)	640	725	(※記入は任意)	-	
執行額(百万円)	589	606	(※記入は任意)	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34				

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		24.8	33.9	37.9	37.5	38.6	-	46	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		10.0	14.1	14.9	15.3	15.2	-	17	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度	○
		56	22	18.8	19.2	17.4	-	17	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) 各行政機関共通の5段階区分を記入 (判断根拠) 循環利用率、廃棄物最終処分量の目標値については、「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定)で設定した平成27年度目標を平成20年度時点で達成している。また、資源生産性については、平成21年度以降横ばい傾向にあるものの、目標値に近い実績値であることから、施策の進展が見られる。(なお、達成度合いは、平成12年度から平成32年度目標に向けて、各指標の値が線形に推移することを想定した場合の、平成23年度の値を基準に判断している。平成27年度目標値:資源生産性:42万円/トン、循環利用率:14~15%、最終処分量2,300万トン)
	施策の分析	測定指標の中で、未だ平成27年度目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、日本全体の経済と資源の動向を把握するためのものであるため、循環型社会の形成に向けた個々の取組がどの程度目標の達成に貢献しているのかの判断が難しい。このため、同目標値の達成状況については、同じく第三次循環型社会形成推進基本計画において設定されている取組指標(循環型社会ビジネス市場規模、国民の意識・行動に係る指標等)の実績値等にも留意する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、同基本計画の取組の着実な進展を図る。その際、UNEP国際資源パネル等の国際的な議論を踏まえつつ、当該指標の設定の妥当性等についても検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標について検討する循環基本計画に係る指標等に関する検討会等を設置し、指標・目標の妥当性等について専門家の知見を伺った。また、基本計画に記載された施策(2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再使用))に係る施策、地域循環圏に係る施策等)についても、取組を進展させるための方策等について検討会を設置し、専門家の知見を伺った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月閣議決定) 「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定)、「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について」(平成26年3月環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-19)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進す					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	552	614	585	527
		補正予算(b)	203	497	500	0
		繰越し等(c)	98	△ 304	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	853	807	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	831	687	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	◎
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	◎
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	×	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	-	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は増加傾向にある。</p> <p>○また、容器包装廃棄物における回収率等は、それぞれ下記のとおり。(2012年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスびん 68.8%(リサイクル率)</li> <li>・PETボトル 85.0%(リサイクル率)</li> <li>・紙製容器包装 23.0%(回収率)</li> <li>・プラスチック容器包装 40.9%(再資源化率)</li> <li>・スチール缶 90.8%(リサイクル率)</li> <li>・アルミ缶 94.7%(リサイクル率)</li> <li>・飲料用紙容器 44.2%(回収率)</li> <li>・段ボール 98.4%(回収率)</li> </ul> <p>出典:3R推進団体連絡会</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○家電リサイクル法における平成25年度の再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準を上回る率が引き続き達成されている。なお、家電リサイクル法に基づく以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁等と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品小売業では達成されているが、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成24年度の目標値を上回っているが、木材は達成されていない。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p>			
	施策の分析	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について目標達成状況が芳しくないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下に行くほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討している。</p> <p>○容器包装リサイクル法については、論点整理において、例えば、比較的市町村の参加率の低いプラスチック製容器包装に関して以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。」</p> <p>今後、当該論点に係る議論の結果を踏まえて、市町村の参加を促進し、分別収集量の増加を進めていく必要があり、業界団体等と連携を図りながら、すでに回収率が捕捉されている容器包装素材についてはこれらの率の向上を目指すとともに、回収率の在り方について検討を進めていく。</p> <p>○分別に協力していただいた住民が、再資源化されたものがどのように利用されているのか、その行方を具体的に把握できるような施策を講じることが重要であり、引き続きこれらの取組を進めていく。</p> <p>○家電リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○食品リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標(基準実施率)が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。</p> <p>次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値である基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方等を含めて検討することが必要である。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法が平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところ。円滑的な制度の運用と推進を図るため、市町村等の参加を促進していく必要がある。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、今後予定している制度見直しにおいて施行状況の点検・課題の整理を行うため、今回の政策評価結果も踏まえて、対応の方向性等を検討する予定である。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p>				
担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-16

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	44,490	41,565	37,694	45,184
		補正予算(b)	17,106	17,879	62,772	0
		繰越し等(c)	1,196	290,782	58,202	
		合計(a+b+c)	62,792	350,226	158,668	
執行額(百万円)	54,242	333,108	127,308			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H32年度	△
		55	46	45	45	45	調査中	41	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標値	達成
		H24年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H29年度	×
		20	20	21	20	20	調査中	26	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
	一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		H9年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H27年度	○
		6.4	5.5	4.8	4.8	4.6	調査中	5.0	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準	実績値					目標	達成	
	H15年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	当面の間	○	
	71	36	33	32	32	調査中	33		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○現時点において、一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、すでに目標値を達成している。 ○一般廃棄物の排出量及びリサイクル率については、目標値に到達しておらず、ここ数年間横ばい状態が続いている。
	施策の分析	○環境省として一般廃棄物の3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示しているが、一層の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)等をさらに市町村が進めるため、市町村への3Rの取組支援を行う。 ○さらに、災害時も含め市町村が適正に廃棄物を処理できるよう施策を推進する。  【測定指標】 上記により、測定指標に掲げた目標値を達成できるよう施策を推進する。 また、一般廃棄物のリサイクル率については、各種リサイクル法による施策の効果を考慮して、廃棄物処理施設整備計画の次期見直し時に、より実態に即した目標の設定を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成24年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-⑰)

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	12,816	10,811	9,940	9,170
		補正予算(b)	0	4,000	1,527	-
		繰越し等(c)	4,378	-3,991	2,691	-
		合計(a+b+c)	17,194	10,820	14,158	-
執行額(百万円)	17,010	10,772	14,193	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	○
		419	404	390	386	381	-	423	
	年度ごとの目標値	/						/	
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	△
		52	54	53	53	52	-	53	
	年度ごとの目標	/						/	
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準	実績値					目標	達成
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度 (27年度)	○
20		17	14	14	12	-	13 (18)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)  (判断根拠) 平成19年度から平成23年度までに産業廃棄物の排出量は38百万トン減少、最終処分量は8百万トン減少し、平成27年度において達成するとしている目標を前倒しで達成している。さらに、最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画において定めた平成32年度目標の達成に向けても、順調に推移している。 また、リサイクル率について平成23年度は若干減少があったものの、経年の変化としては上昇傾向にある。
	施策の分析	産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標を前倒しで達成している。一方、産業廃棄物のリサイクル率は平成20年度までは上昇傾向であったが、近年横ばい傾向となっている。これは、リサイクル率の上昇に寄与してきた金属くず、がれき類、鉱さいのリサイクル率が100%近く達し、産業廃棄物のリサイクル率の上昇への寄与度が低くなってきていることと、産業廃棄物の約4割を占める汚泥の減量化率が上昇したことが主な原因となっている。今後とも各施策を着実に推進し、各指標の更なる向上を図る。
	次期目標等への反映の方向性	最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中において新たに13百万トンという目標が定められ、平成25年度が初年度であった。 第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っており、今後も引き続き同基本計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、取組の着実な進展を図る。 また、産業廃棄物の排出量及びリサイクル率の目標値は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成22年環境省告示130号)が根拠となっている。当該方針を見直す際に併せて適切な目標値設定を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会 循環型社会部会、廃棄物処理基準等専門委員会 等
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査
---------------------------	----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-18)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,983,092	549,252	401,278	446,388
		補正予算(b)	4,200,000	4,338,663	3,054,933	
		繰越し等(c)	-4,688,323	1,180,948	577,974	
		合計(a+b+c)	3,494,769	6,068,863	4,034,185	
執行額(千円)	3,371,000	5,292,000	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)第5章-第2節-6-(1)不法投棄・不適正処理対策					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		1,049	279	216	192	187	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標値	-						
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		43.3	5.7	6.2	5.3	4.4	26年末頃公表予定	11年度に対し概ね半減	
		年度ごとの目標	-						
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		11年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	2	2	2	0	26年末頃公表予定	0	
		年度ごとの目標	-						
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改訂に向けた検討		
		年度ごとの目標値	-						
	5 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	-	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	
		年度ごとの目標	-						
6 バーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	71	57	50	51	53			
	年度ごとの目標	-							
7 バーゼル法輸入承認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	40	46	44	91	116			
	年度ごとの目標	-							

	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
8 廃棄物処理法輸出確認件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	27	30	26	41	38	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
9 廃棄物処理法輸入許可件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	18	11	9	7	11	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
10バーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	1	0	0	0	0	-		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) (判断根拠) 不法投棄対策等については、「5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数」は、平成24年度のみ目標値を達成しており、その他の年度は達成できていないが、いずれも目標の近傍値であること、また、「産業廃棄物の不法投棄件数」と「産業廃棄物の不法投棄量」は、すべての年度において目標値を達成した。
	施策の分析	不法投棄等の撲滅に向け、引き続き、本施策を実施する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】生活環境保全上の観点から、不法投棄等の未然防止・拡大防止については、不断に取り組んでいく必要があることから、今後も、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策を推進していく。 【測定指標】本施策と不法投棄件数・量との因果関係は間接的であるものの、他に適切な指標の設定が困難であることから、現指標を採用しているところである。しかしながら、不法投棄等の発生については、社会全体の経済活動の動向等による外部的要因の影響を否定できないものであり、本施策の目標値として改めて適切な件数や量を設定することが難しい。一方で、不法投棄等の撲滅に向けた取組みの必要性は何ら変更ないことから、当面は現指標を目安として実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17550</a>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	適正処理・不法投棄対策室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------



平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	98	75	67	71
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	98	75	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	65	59	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	×
		8.75	8.84	8.74	8.75	8.75	調査中	12.0	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	12.0	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (進展が大きくない) (判断根拠) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成24年度時点で浄化槽処理人口普及率12%を目標としているが、平成24年度時点で8.75%(東北1県除く)で、ここ数年ほぼ横ばいの傾向にあり、現状では目標の達成は困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の基数は年々増加傾向にあるが、浄化槽普及人口が増減しない核家族化等による1世帯あたりの人数減少に伴い、1基あたり処理人口が減少したこと等の影響を受け、浄化槽普及人口の大幅な増加は見込めない。 一方、地域において、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想」(以下、「都道府県構想」という。)を策定・見直しするためのマニュアルを国交省、農水省とともに平成25年度1月に作成し、概ね10年で各種汚水処理施設の整備を完了することを目標とした。人口減少等の社会情勢の変化やこれまでの整備状況を踏まえると、今後個別処理である浄化槽が効率的な汚水処理施設として整備される機会が増えると見込まれる。都道府県構想の見直し及び、それに沿った市町村の浄化槽整備計画の策定・見直しによる浄化槽の普及推進に向け、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」等の地方公共団体等に対する情報提供をさらに進めることが有効であると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、平成25年度の普及状況を確認した上で今期の伸び悩みの原因分析を総括して整理するとともに、今後の増加要因及び減少要因を検証し、普及促進のための施策の検討を行う。 【測定指標】 上記を踏まえ、新たな目標の設定を行う予定である(5年後の目標を予定)。

学識経験を有する者の知見の活用	汚水処理施設に関する都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な汚水処理施設の整備及び運営が進むよう3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルを作成するため、検討する専門的知識を有する学識経験者等からなる委員会を設置し、様々な観点から本マニュアルに盛り込むべき内容等について意見等を聴取した。(平成25年2月～11月にかけて開催)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成21～24年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------	--------------------	---------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-20

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。 福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	362,859	134,828	110,836
		補正予算(b)	762,433	0	0	0
		繰越し等(c)	0	21,846	215,857	
		合計(a+b+c)	762,433	384,705	350,685	
執行額(百万円)	323,030	87,029	323,626			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準年	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	100		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り完了。 ○福島県についても一部を除き、目標期間内に処理を完了。処理が完了していない一部地域については、平成25年8月末に今後の見通しを公表。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破砕選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。 【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	地盤工学会や泥土リサイクル協会と連携して、災害廃棄物及び津波堆積物からの再生資材の利用促進について、検討会を開催。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------	--------------------	---------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-27)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,521	5,281	4,615	5,304
		補正予算(b)	1,581	2,092	977	
		繰越し等(c)	(1,595)	(696)	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,507	6,677	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,167	5,860	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
① 環境リスク初期評価実施物質数	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○
年度ごとの目標値	-	23	21	19	23	14	14	
② 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	×
年度	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
年度ごとの目標値	-	103(129%)	95(119%)	98(122%)	86(108%)	53(66%)	80(100%)	
③ 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	基準値	実績値					目標値	○
年度	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
年度ごとの目標値	-	27	40	63	85	107	100	
④ 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)(人)	基準値	実績値					目標値	○
年度	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
年度ごとの目標値	-	-	-	30626	64572	101106	100000	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>(判断根拠)</p> <p>①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標としていた14物質について環境リスク初期評価をとりまとめ、公表した。</p> <p>②化学物質環境実態調査では、24年度達成率が108%であったが、25年度67%と目標に達しなかった。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成した。</p> <p>④「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末から平成26年3月末までを参加者の募集・登録期間としており、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>①環境リスク初期評価については、平成9年度から平成25年度までに316物質について評価をとりまとめ、公表している。調査内容や対象物質数の見直しなどにより、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。</p> <p>②化学物質環境実態調査の結果については、それぞれの化学物質について調査要望を出していた関係課室にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。昭和49年度から平成24年度までに1,236物質について調査を実施した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関しては、試験法の開発や試験の実施を行っており、着実にリスク評価を進めている。</p> <p>④エコチル調査については、平成26年3月末で参加者の募集を終了したため、今後は質問票による追跡調査等を本格化する。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>①環境リスク初期評価については、情報の収集・検討状況も踏まえ、平成26年度は14物質程度を目標とする。</p> <p>②今後も引き続き関係課室から要望があった化学物質の環境実態調査を行っていく。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の策定から約5年が経過しており、これまでの成果を踏まえた今後の計画(EXTEND2015(仮称))を策定した上で、検討をすすめていく。</p> <p>④エコチル調査を効率的・効果的に実施するためにも、質問票による追跡調査の追跡率を引き続き維持する必要がある。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。</p> <p>②化学物質対策に係る各種施策を行う上で、規制物質の評価時に必要となる基礎データを提供できるよう、今後も引き続き化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数を指標とする。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の中で定めた目標であるため、新たな計画が策定されるまで引き続き本指標を用いる。</p> <p>④エコチル調査については、平成26年3月に目標参加者登録数である10万人に達したため、今後は対象の方々に対して追跡調査を行い、その率を測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>化学物質の環境リスク評価(第12巻) 平成25年度版「化学物質と環境」 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-6-2)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	618	520	650	711
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	92	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	710	520	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	696	504	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	◎
		-	-	-	37	22	61	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40	-	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量 (pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	0.85	0.83	0.85	0.69	0.7	4	
	年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量 (継続物質:単位トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-
		-	435,263	421,504	398,145	375,897	-	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-	
	-	41	37	29	25	28	-		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は40物質を上回っており、目標を達成した。 ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、分析対象物質の見直し等により、調査の信頼性の確保を前提としてつつ効率的な実施に努めている。 ③PRTR制度については、着実に集計・公表している。なお、対象物質の環境への排出量は経年的には減少傾向にある。 ④化学物質アドバイザーについては、要請に基づいて派遣しているが、近年減少傾向にある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価を着実に進めていくとともに、事業者による自主的な化学物質管理を促進するために、引き続き着実にPRTRデータを集計・公表・活用していく。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスの付与を実施していく。 ②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されている。 ③PRTR対象物質の環境への総排出量: 引き続き着実にPRTRデータを集計・公表していく。 ④化学物質アドバイザーの派遣数: 化学物質アドバイザー派遣の要請元は、業界団体、地方公共団体等であるが、今後、周知対象を拡大すること等により本制度の一層の周知に努め、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

学識経験を有する者の知見の活用	届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために「PRTR非点源排出量推計方法検討会」における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 「ダイオキシン類をはじめとする人への化学物質の蓄積量調査検討会」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度PRTRデータの概要(平成26年3月公表) 平成24年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成26年3月公表)
---------------------------	--

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POP <sub>s</sub> 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	339	312	268	392
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	339	312	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	335	303	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	POP <sub>s</sub> 条約対応のため残留状況を測定した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
		-	12	12	14	11	9	12	
	年度ごとの目標値	-	12	12	12	12	12	-	-
	GHSに基づく環境有害危険性分類を新規に実施した分類物質数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×	
-		266	232	204	190	154	(別の指標を掲載)		
年度ごとの目標	-	266	232	180	180	160	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) POP <sub>s</sub> 条約の有効性評価に資するため、POP <sub>s</sub> 条約規制物質及び候補物質について選定要件より設定した目標よりも少なかった。
	施策の分析	・POP <sub>s</sub> 条約の有効性評価に資するため、国内及び東アジア地域におけるPOP <sub>s</sub> モニタリングを実施するとともに協力体制の構築に貢献した。 ・GHSについては、154物質について分類を行ったが、目標を下回った。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後もPOP <sub>s</sub> 条約事務局へ提出する有効性評価及び国内の汚染状況把握のためPOP <sub>s</sub> モニタリングを継続して行う。 ②GHSについては、すでに3000物質以上について分類を行い、分類を要する物質数が減少したことから平成26年度以降の評価施策及び指標を見直す方向で検討。 【測定指標】 ①化学物質環境実態調査の運用方針中の物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数。 ②見直し結果を踏まえて設定。

学識経験を有する者の知見の活用	水銀、POP <sub>s</sub> 等に係る課題について、中央環境審議会環境保健部会を開催しその検討結果を取組に反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,620	653	669	550
		補正予算(b)	-2883	1,654	0	0
		繰越し等(c)	(1,473)	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	1,264	2,307	(※記入は任意)		
	執行額(百万円)	905	2,243	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	6	8	5	2	4	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
-		153	153	150	150	150	-	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・ A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・ 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・ A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・ A事案区域における環境調査等については、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。  【測定指標】 ・ 引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-39)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施					
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。					
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	80	65	86	85
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	80	65	86	
執行額(百万円)	68	50	72			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	-	6	28	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	6	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成25年度において、目標である「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の点検数6件」を達成することができた。
	施策の分析	第四次環境基本計画の点検は、平成25年度から平成28年度まで実施するものであるが、初年度である平成25年度は目標を達成することができた。平成28年度までの累積の目標が達成できるよう、引き続き適切な点検対象の設定及び点検の実施を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】 「第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)」 平成25年度が初年度であり、平成28年度までの累積数を目標値としているので、引き続き本数値を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成25年度は、中央環境審議会において、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」、「東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項」の6分野の点検を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について
---------------------------	--------------------------

担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------	--------------------	----------	---------



平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-40)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	386	1,037	1,204	1,622
		補正予算(b)	0	0	150	0
		繰越し等(c)	0	▲ 288	▲ 533	
		合計(a+b+c)	386	749	821	
執行額(百万円)	348	472	726			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	188(50)	196(50)	203(50)	308(123)	321(122)	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	125	129	134	154	174	-	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	迅速化対象案件の達成率%(達成率:実際に迅速化された案件/迅速化対象案件×100)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
-		-	-	-	-	100		○	
年度ごとの目標		-	-	-	-	100			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 環境影響評価法改正に伴い導入された配慮書手続事案や平成24年10月から環境影響評価法対象事業に追加された風力発電についての環境影響評価事案が大量に発生したが、予定された期間内に適切に環境大臣意見を提出。また、平成25年6月の日本再興戦略等において環境影響評価の迅速化が求められたことをうけ、審査期間の短縮に努めた結果、迅速化該当事案について、予定どおり迅速化を実現。
	施策の分析	当初の想定どおり、目標を達成。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引きつづき、現在の指標を活用

学識経験を有する者の知見の活用	○環境影響評価法の改正を受けて、放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことを受け、同法に基づく基本的事項の改正を検討するため、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」を開催し、環境影響評価法における放射性物質の取扱いについて提言を受けた。 ○環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員会を開催し、助言委員から助言を受けた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 <a href="http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html">http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	11,850	11,916	11,899	12,957
		補正予算(b)	1,790	3,992	777	-
		繰越し等(c)	▲ 1,318	▲ 327	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	12,322	15,581	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	11,901	12,340	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)において、以下のことが述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術は、我が国の豊かさや人々の安全な暮らしの実現、経済をはじめとする国力の基盤の構築に資するとともに、知のフロンティアを切り拓き、我々人類の直面する課題の克服に貢献するための手段である(第1章 4.(1))</li> <li>・新たな価値の創造に向けて、我が国や世界が直面する課題を特定した上で、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとともに、イノベーションの源泉となる科学技術を着実に振興していく必要がある。(第1章 4.(2)①)</li> </ul>					

測定指標	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		-	26/36 (72.2%)	20/38 (52.6%)	18/46 (39.1%)	29/58 (50.0%)	47/82 (57.3%)	60%以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	環境技術実証事業における累積実証技術数(単位:件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△		
87	87	72	49	77	40	対象技術分野数×4			
年度ごとの目標	70	70	80	80	90	90	90		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値60%に対して、57.3%の達成率であり、目標には僅かに及ばなかったものの、おおむね目標に近い実績となっている。 ・環境技術実証事業は、本事業が普及・推進したことを受け、単年度ごとの実証件数こそ減少したものの、通算では556技術を実証しており、アメリカに次ぐ世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	・環境研究総合推進費はH22～H23年度に3つの旧制度を統合して創設された。制度統合途中のH22～H23年度には、目標達成度が低下したが、H24年度以降、目標値には達していないものの、研究管理強化等の運用改善に努め、実績値は改善傾向にある。 ・環境技術実証事業は本事業による環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化した。その結果、対象技術の一部は、本事業の対象外となり、単年度ごとの実証数は減少した。また、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、今年度目標から見直しを行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費 【測定指標】 推進費ではH26年度に5年に1度の制度評価を実施する予定であり、測定指標・目標値とその達成状況についても、推進費運用担当が自己評価を行うとともに、外部有識者からの評価・提言をいただき、その結果を踏まえた運用改善を図ってまいりたい。 【施策】 環境技術実証事業 【測定指標】 環境技術実証事業では最新の先進的環境技術の実証及び普及を目的としていることから、毎年対象技術分野の見直しを行っており、技術開発者やユーザーのニーズについて調査を行うとともに、検討会を設置し、外部有識者からの意見を参考に改善してまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の分科会等により事前・中間・事後評価を実施し、環境研究企画委員会が、分科会毎の研究評価結果を基に総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境技術実証事業:実証技術情報(実証結果一覧) <a href="http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html">http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html</a> ・環境研究総合推進費:中間・事後評価の結果について <a href="http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html">http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html</a>
---------------------------	---

担当部局名	環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 和身	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。					
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,601	1,806	1,301	1,512
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,601	1,806	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,486	1,525	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	環境問題に関する情報への国民の満足度(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	◎
		15	17.9	16.5	-	16.3	29.8	30	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	20		
	研修実施回数 (研修回数(コース数))	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	30年度	○
-		54(45)	51(43)	45(40)	49(41)	49(41)	-		
年度ごとの目標			54(46)	51(44)	54(46)	50(42)	49(41)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) 「環境情報に関する国民の満足度」において、満足度が大幅に向上している。なお、過年度の調査とは異なり、平成25年度調査では、設問を分かりやすく記載する等の工夫を行ったため、比較に当たっては留意が必要。
	施策の分析	・環境分野分析用産業連関表(環境IO)は、平成27年度に総務省から公表される平成23年産業連関表を踏まえて、平成23年版環境IOを作成し、公表することとしており、現時点では、同施策の成果が測定指標に反映される段階に至っていない。 ・「環境の日」を含む6月を環境月間として設定し、様々な環境に関する普及啓発イベントを実施するとともに、通年(隔月)で広報誌を発行して情報を各主体に提供したことにより、満足度向上に寄与した。 ・環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象として41コース(49回)の研修を実施し、1,840名が所定の課程を修了した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成23年版環境分野分析用産業連関表の公表にあたって、国内外にその存在を広く発信することを通じて、環境問題に関する情報への国民の満足度を向上させていくことを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成25年度に実施した「平成17年版環境分析用産業連関表」の整備並びに平成26年度以降に実施予定の「平成23年版環境分析用産業連関表」の整備のため、「平成25年度環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」の開催を通じて、学識経験者から意見聴取を行い、知見の反映を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書
---------------------------	-----------------------

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-43

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、対策地域内廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早期処理完了を目指して進める。 指定廃棄物については、できるだけ速やかに処理を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	77,224	97,139	133,052
		補正予算(b)	45,148	10,427	0	0
		繰越し等(c)	—	41,935	64,203	
		合計(a+b+c)	45,148	129,586	161,342	
執行額(百万円)		1,299	9,308	23,694		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	100	×
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	指定廃棄物の処理・処分割合(%)	基準	実績値					目標値	達成
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	100	×
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進展が大きくない  (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業を実施するなど一部の事業を実施してきたものの、その他の事業については自治体や地元住民との調整に至らず、事業に着手出来なかった。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。  【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理においては、 ①当面必要な仮置場25箇所の用地を確保し整備等を進めており、うち供用開始した仮置場14箇所には災害廃棄物等を順次搬入し、平成25年度末現在の搬入量は約100千tとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を7市町村(8施設)で計画しており、うち5市町村(6施設)で施設建設の着手(又は準備)を進めているところ。  指定廃棄物の処理においては、 ③福島県中浄化センター内に設置した仮設焼却施設において、平成25年9月より、原発事故による放射性物質に汚染され、場内に保管中の下水汚泥(指定廃棄物)の焼却処理を実施したところ。平成25年度末に下水汚泥及び覆土に使用していた土壌の合計約18,000トン safely 処理を完了したところ。 ④福島県福島市にある堀河町終末処理場において、下水汚泥(指定廃棄物)の乾燥処理を平成25年4月から実施し、保管スペースの改善や汚泥の性状の安定化を図っているところ。 ⑤飯館村蕨平地区においても村内だけでなく、周辺の5市町村(福島市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町)の農林業系廃棄物や下水汚泥の減容化事業にも着手しているところ。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。  【測定指標】 汚染廃棄物対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入や減容化処理事業の発注、指定廃棄物である下水汚泥の減容化事業などを実施してきており、引き続き自治体や地元住民の理解を丁寧につつ、処理を着実に進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	・指定廃棄物については、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置し、候補地選定に係る評価項目・評価基準等の選定手法の基本的な考え方について了承をいただいた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省10-2)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	200,713	374,090	512,441	346,997
		補正予算(b)			80,407	
		繰越し等(c)	▲ 126,182	▲ 92,195	▲ 114,804	
		合計(a+b+c)	74,530	281,895	478,044	
執行額(百万円)	74,443	180,392	464,476			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2013 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(2013年12月閣議決定)					

		施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域		放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。 また、平成26年3月末には、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了している。	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり  当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)
追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量		放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところ。	長期的な目標  総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下	—	
測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		表1参照		平成25年8月末まで  平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態	○
		施策の進捗状況(実績)		目標	達成

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50		約10
除染特別地域	約67	約40	約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量		<p>表2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく線量の低減率(%)</th> <th>うち、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うち、除染による2年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約60</td> <td></td> <td>約20</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約66</td> <td rowspan="2">約40</td> <td>約26</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約65</td> <td></td> <td>約25</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)	目標	約60		約20	除染特別地域	約66	約40	約26	重点調査地域	約64	約24	合計	約65		約25	平成25年8月末まで	○
	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)																				
目標	約60		約20																				
除染特別地域	約66	約40	約26																				
重点調査地域	約64		約24																				
合計	約65		約25																				
中間貯蔵施設の供用開始		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>	<p>目標</p> <p>平成27年</p> <p>供用開始</p>	<p>達成</p> <p>—</p>																			

<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標: 一部○)</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、10市町村で除染実施計画を策定し、平成25年12月に見直した計画に基づき、除染作業を実施している。このうち、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了した(平成26年6月現在)。また、市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところであり、福島県外の58市町村については、約7割の市町村において除染の措置が完了(16市町村)又は概ね完了(26市町村)している(平成26年6月現在)。さらに、平成24年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、同年4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築しており、引き続き、体制の充実を図っている。</p> <p>○除染が行われた地域について、基本方針で定めた平成25年8月末までの除染の目標に関しては、平成25年12月に評価を実施し、目標を満了レベルであることが確認された。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>
-----------------------------------	--

評価結果



不	<p>施策の分析</p>	<p>○除染作業の実施にあたっては、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。</p> <p>○平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。</p> <p>○中間貯蔵施設については、平成24年11月の県の調査受入れ表明後、平成25年1月から調査のための住民説明会を行い、4月からボーリング調査などの現地調査を行うことができた。あわせて、有識者からなる検討会を設置し、中間貯蔵施設に係る安全対策や環境保全対策の検討を進めた。それらの結果を踏まえ、12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。その後、県から施設候補地を3町を2町に集約するなどの申入れを受け、慎重に検討した結果、2町に集約するなどの回答を行った。受入れにあたっては、地元の理解を得られるよう、丁寧な説明を行っていく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>引き続き、除染・中間貯蔵施設の整備に向けて政府一丸となって取り組む。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに議事及び資料を掲載して公表しているところ。今回特に参考としたのは平成25年12月開催の第10回環境回復検討会での提出資料『基本方針の目標に係る評価について(案)』。  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>森下 哲 永島 徹也</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>
--------------	---	----------------------------	-----------------------	-----------------	----------------

10-2(表1) 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

+

10-2(表2) 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

+

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省YY-①)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県に「福島県民健康管理基金」(二次補正:782億円)を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備した。原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行うとともに、基金を通じ検査の実施を支援する。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	1,900	1,410	2,309
	補正予算(b)	-	0	▲ 350	0	
	繰越し等(c)	-	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	-	1,900	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	-	1,100	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針					

測定指標	被ばく線量評価等に関する調査研究の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	-	-	-	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計手法の開発	事故初期のヨウ素等短半減期による内部被ばく線量の推計精度向上のための検討	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	健康影響に関する調査研究の実施	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	-	-	-	甲状腺の超音波検査を青森県、山梨県、長崎県において実施し、有所見率の状況を公表した。	平成24年度の甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業の追跡調査を実施し、その結果を公表した。	-	-
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	安心・リスクコミュニケーション事業の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			放射線に関する統一的基础資料を作成した。また、講師(医師、放射線技師、保健師、看護師、保育士、教師等)の育成研修(3回47名)、講師(前同)のフォローアップ研修(2回12名)、保健医療福祉関係者、教育関係者への研修(27回773名)、住民等による車座集会(20回180名)、専門家意見交換会(3回255名)、住民向け説明会(8回185名)を実施した。					年度	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○①事故初期の内部被ばく線量の把握として、個人線量評価における仮定、測定条件等を当初計画した数量について集約し、それらの精度および妥当性の評価②個人被ばく線量モニタリング運用マニュアルに必要な情報の収集、③県内のWBCの校正を当初計画の約3倍の台数(11台)について行った。 ○福島県外3県で実施した平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率調査において、要精密検査とされた対象者44人全員を対象に追跡調査を行い、同意を得られた31人の精密検査結果等について公表した。 ○安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的基础資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者、学校関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修等を当初計画の約2倍の人数(533人)を対象に実施した。さらに住民参加型の集会のプログラムについて開発を行い、実施した。
	施策の分析	平成24年3月31日に福島復興再生特別措置法が制定され、7月13日に基本方針が定められた。この中で放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進が求められている。 福島県県民健康管理調査の前提となる調査研究事業を実施し、以下のような成果と課題の整理ができた。 ○内部被ばく線量の推計については、多くの不確かさ要因があり更なる検証が必要とされている。 ○甲状腺結節性疾患追跡調査事業については、対象者の精密検査結果等について一定程度収集することができたため、当初の目的は達成された。 ○安心・リスクコミュニケーション事業については、科学的知見の充実を図りながら統一的基础資料を関係者に配布して検証を行うとともに、研修対象者に応じた研修内容を考慮して実施する必要がある。

次期目標等への 反映の方向性	【施策】	上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する
	【測定指標】	

学識経験を有する者の知 見の活用	
---------------------	--

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	平成25年度放射線による健康影響等に関する資料の改訂及びコミュニケーターの人材育成に係る研修事業等報告書
-----------------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担 当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------	--------------------	--	----------	---------